

# 住宅火災を防ぐ

住宅用火災警報器等が既存住宅にも設置義務化されました！！

既存住宅 平成20年6月1日から



この制度は、近年における住宅火災による死者数が急増していることや、今後、高齢化の進展を受けて死者数がさらに増加するおそれがあることから、住宅防火対策の見直しを行い消防法が改正されたことにより、全国一律に全ての住宅に（アパート等を含む）設置及び維持が義務づけられました。

## 印西地区消防組合

# こんな場所に設置

- Ⓐ：寝室 就寝に使われる部屋に設置します。
- Ⓑ：寝室がある階の階段（※1・※2）に設置します。
- Ⓒ：寝室がある階（※2）から、2つ下の階の階段（※3）に設置します。
- Ⓓ：寝室が1Fにのみある場合は、居室のある最上階の階段に設置します。
- ※ 廊下：寝室を除く居室(床面積 7㎡以上)が5以上ある階の廊下に設置します。
- ※ 台所：設置義務はありませんが、設置することを推奨します。

※設置が免除される住宅

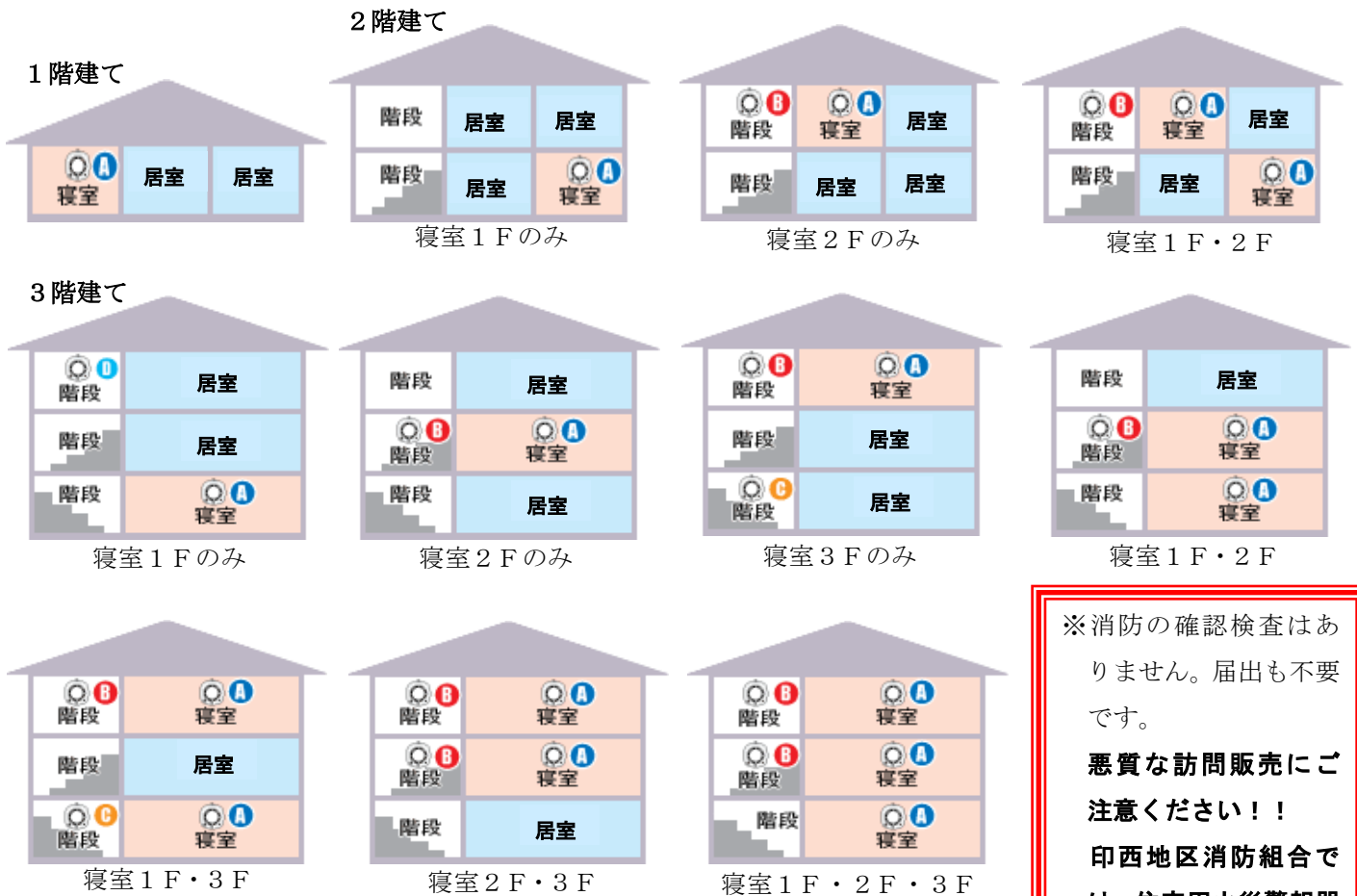
自動火災報知設備、スプリン  
クラー設備が設置されている  
住宅の部分



このマーク「鑑定マーク」  
のついているものを選び  
ましょう。

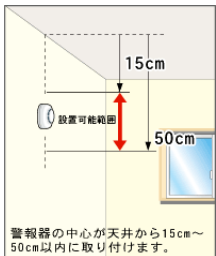


## 住宅用火災警報器を設置する部屋・・・設置例

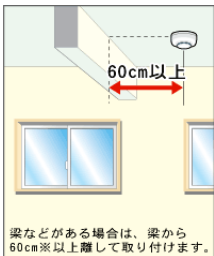
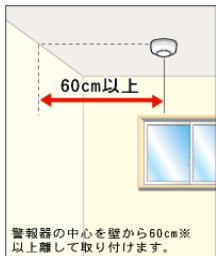


※消防の確認検査はありません。届出も不要です。  
悪質な訪問販売にご注意ください！！  
印西地区消防組合では、住宅用火災警報器を直接販売することはありません。

### 壁に設置する場合



### 天井に設置する場合



イラスト：ホーチキ㈱から転載

問合せ先  
印西市草深 1905-7  
消防本部予防課建築設備係  
0476-46-9974